



2025 年 1 月 7 日

浜松市議会議長 殿

(陳情者)

住所

氏名 山本一博

新型コロナワクチンの予診票に関する陳情

(陳情事項)

新型コロナワクチンの予診票の保存期間を 5 年から可能な限り長く延長を要望する

(陳情理由)

令和 3 年 5 月より新型コロナワクチンの接種が開始されましたが、脅威のスピードで 開発されたワクチンによって多くの健康被害者が出ています。予防接種健康被害救済制度の認定者数は 8,598 件、うち死亡者は 932 名(2024/12/12 時点)となっており、これまでの予防接種と比較してリスクが大きいワクチンと考えられます。

令和 6 年 3 月までの接種については特例臨時接種扱いとなっており、健康被害が生じた場合、予防接種健康被害救済制度への請求期限はありません。また予防接種健康被害救済制度の審査には予診票を求められるケースが多く、予診票はカルテと同等に重要な公的書類として扱われています。しかし、予診票は接種機関と各自治体にて保管されていますが、その保存期間は 5 年とされています。つまり、特例臨時接種で健康被害が出た場合、いつでも請求できるはずが、その認定に必要な書類が 5 年で破棄されてしまう可能性があるのです。

令和 6 年 5 月 22 日のニュースで、厚労省は予防接種事務のデジタル化に併せて、予防接種記録の保存期間を延長する方針を示されました。しかし、保存期間を延長する予防接種記録は予診票のことではなく、予診票から情報を一部抜粋した「予防接種台帳」のことであり、予診票の保存期間延長については検討されていません。

四大公害病として知られる水俣病の場合、すぐに症状が出た人もいれば、数十年経ってから神経麻痺などの症状が出るケースもあります。しかし、水俣病の症状が見られたとしても、国が設定する基準から漏れてしまい、未だに補償を求めて裁判を行なっている人たちがいます。被害が認められない理由は様々ですが、その一つに「公的な診断書類がない」ということが挙げられます。予診票はカルテと同等に公的な資料だからこそ、簡単に破棄すべきではありません。

以上の理由から、万が一健康被害が生じた場合に備えて、浜松市民を守るためにも新型コロナワクチンの予診票の保存期間の大幅な延長を求めます。紙資料での保存が難しい場合は、PDF など電子データでの保存を検討いただくよう要望します。

(参考) 他都市での延長事例

東京都小平市： 30 年間、 千葉県我孫子市： 10 年間

いずれも市議会の承認は必要とせずに、ワクチン接種業務担当部門や健康管理部門の独自の判断で規定されているそうです。